

「全高農」支部大会 本部報告



渋谷区円山町2丁目 東急デパート本店裏
JR渋谷駅より徒歩7分



本日の報告内容

- ❁ 「農場協会」の歴史
- ❁ 組織及び活動内容
- ❁ 主な支援事業



「農場協会」の歴史 農場協会会館建設経過

昭和45年4月（1970）

産業教育手当7%が10%に引き上げられる

昭和46年6月（1971）

第19回全国大会において会館建設を決議

※ 建築費

会員の決議により、

産振手当3%（増額分）×3か月分を拠出

昭和47年6月（1972）

農場協会会館竣工

昭和51年5月（1976）

財団法人設立

「農場協会」の歴史

農場協会結成と産業教育振興法成立

昭和23年4月（1948）

新制高校誕生→施設・設備等の教育諸条件が大幅に不足・不完全

昭和24年4月（1949） 「初代会長 日浦 晃 氏」
「関東地区農場主任協会」結成

要請
活動

目的：①農場経理改善 ②教員定数確保 ③待遇改善
国会、文部省、人事院へ
要請活動（年間200日以上）実施

昭和25年11月（1950）活動の一環として
「全国高等学校農場協議会」開催

※全国の農場長を招集

目的：全国の農業高校の組織化

「農場協会」の歴史

農場協会結成と産業教育振興法成立

要請
活動

昭和26年3月（1951）

議員立法で『産業教育法案』提出

この中には

「関東地区農場主任協会」が要望していた

①農場経理改善→第4条

②教員定数確保→第5条

③待遇改善 →第6条 として盛り込まれ衆議院を通過。

昭和26年6月（1951）

参議院で第4・5・6条が削除され

『産業教育振興法』として可決

「農場協会」の歴史

農場協会結成と産業教育振興法成立

産業教育振興法に要請内容が反映されなかったことから、農業教育の振興は、全国規模の強い組織が必要との結論に達した。

昭和27年2月（1952）「**全国高等学校農場協会**」結成

目的：①産業教育振興法で削除された

農場経理改善→第4条

教員定数確保→第5条

待遇改善→第6条

②教員給与改善

要請活動

昭和27年6月（1952）

「産業教育振興法」改正

削除された第4条、第5条、第6条にあたる内容が復活

「農場協会」の歴史 産業教育手当への取組

要請
活動

昭和31年10月（1956）

「給与法による待遇改善」を調整額10%要求

昭和32年3月（1957）

議員立法で『産業教育法案』提出（赤城宗徳議員）

昭和32年5月（1957）

「産業教育手当法」公布

昭和32年9月（1957）

産振手当6%の文部省通告に対し、7%を要請し可決
（赤城宗徳議員を通じて要請）

「農場協会」の歴史 産業教育手当への取組

昭和33年4月（1958）

産振手当法を実習助手適用 → 経験年数 **6年以上** で可決

要請
活動

昭和35年1月（1960）

産振手当と定通手当の併給制限解除（併給者は産振3%）

昭和35年10月（1960）

実習助手に対する支給経験年数を **3年に短縮**

昭和42年6月（1967）

実習助手に対する支給経験年数を **撤廃**



「農場協会」の歴史 産業教育手当への取組

昭和42年7月（1967）

沖縄県の農業教員に産振手当支給開始

要請
活動

昭和45年1月（1970）

産振手当の省令改正により農業・水産教員のみ3%増額

昭和45年4月（1970）

産振手当の省令公布により、全日制10%、定時制6%

昭和49年12月（1974）

産振手当、定通手当を人事院勧告扱いの方針から除外

平成15年「国立大学法人」法の施行により産業教育手当が法人に移譲された。都道府県立高校のそれも、地方自治法204条に規定され、地方自治体が独自に給することとなった。

「農場協会」の歴史 「教育職員給与特別措置法」への取組

昭和46年5月（1970）

「教育職員給与特別措置法」公布

給与の4%の教職調整額を支給する代わりに、
超過勤務手当を原則として支給しないとするもの

昭和46年6月（1970）

産振手当受給者も教職調整額4%の支給対象となる

産振手当には、超過勤務手当の要素があると判断されたが、産振手当支給の趣旨を説明し理解を得た。

要請
活動

「農場協会」の歴史

「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」への取組

要請
活動

昭和50年3月（1975）

「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」公布

人材確保法第2次勧告

待遇改善を目的に、俸給表3%、特別手当4%支給

昭和50年11月（1975）

特別手当4分の3（実質3%）支給
宿日直手当は農業に限り増額

当初、産振手当、定通手当受給者は支給なしであった。



「農場協会」の歴史 「標準実験実習費」他の取組

昭和30年12月（1955）

要請
活動

収入を伴わない標準実験実習費の支給要請

昭和31年4月（1976）

標準実験実習費が通達される

〔その他の取組〕

農業教育近代化促進費補助金要求

自営者養成農業高校拡充整備予算要求

農業インターン制度拡充整備費の要求

高等学校農場の基盤整備費の要求



農場協会の

組織及び活動



農場協会の組織



農
場
協
会

全国高等学校農場協会

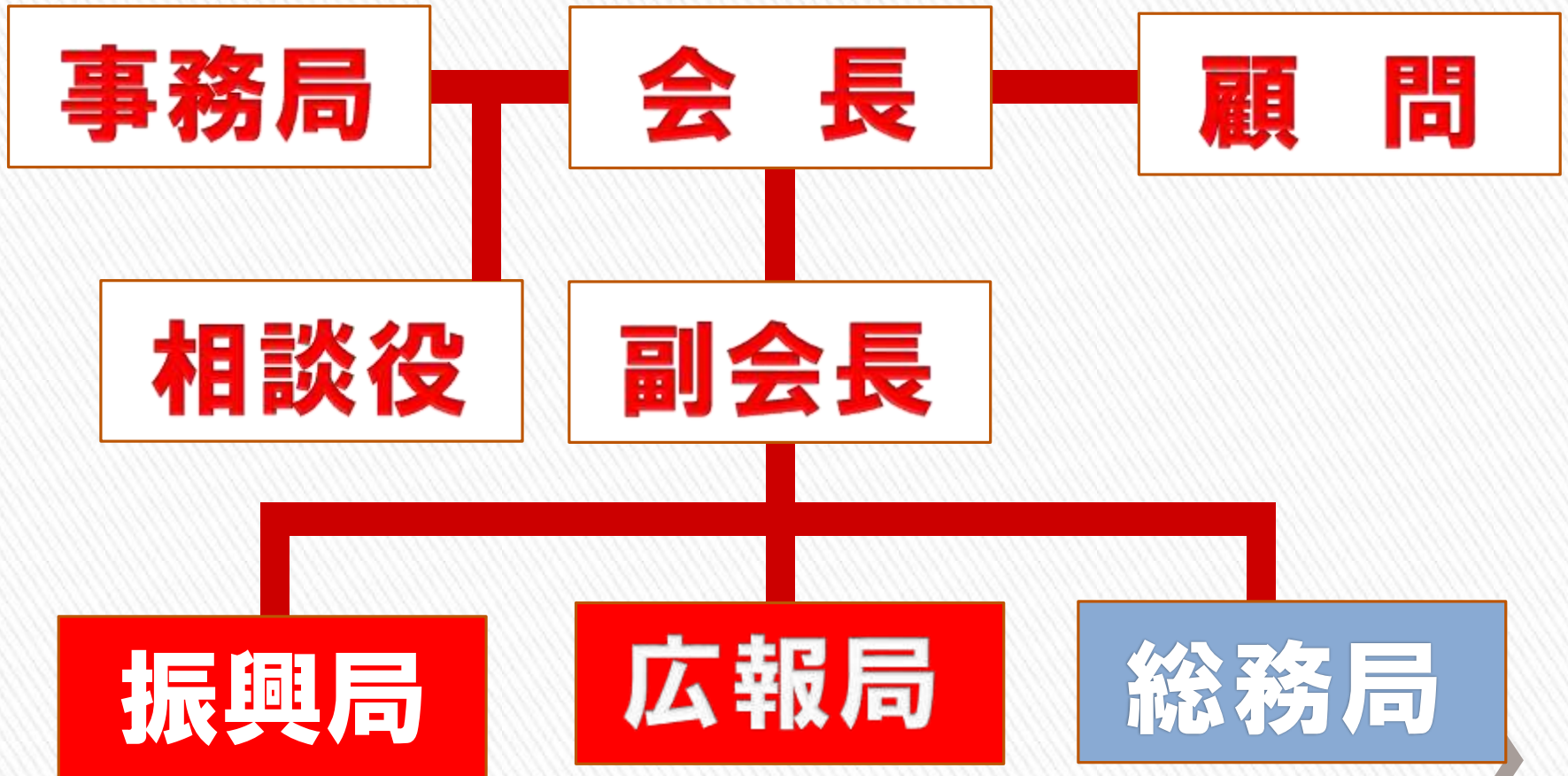
- ・農業教育の振興
- ・農業教育の整備・充実
- ・農業後継者の育成
- ・教職員の待遇改善

公益財団法人全国学校農場協会

- ・教育研究活動
- ・農業及び農業教育普の啓蒙と普及
- ・農場協会の財産管理



全国高等学校農場協会の組織図



「全国高等学校農場協会」の目的

〔目的〕

高等学校農業教育の振興

○農業教育振興への建議

- ・農場施設・設備の拡充
- ・農場の整備

○教職員の待遇改善

- ・農業教員の定数改善
- ・手当の改善



全国高等学校農場協会の取組

- 1 全国大会の開催
- 2 支部大会の開催(8支部)
- 3 農業教育に関する実態調査
- 4 要請書作成・配付

振興局の活動

農業教育推進に向けた諸課題の改善要望

1 高等学校農業教育において緊急に改善すべき具体的要望事項

I 農業教育施設・設備の改善に関する要望

- (1) 老朽化や時代の進展に対応した施設・設備への速やかな更新
- (2) 農業の競争力を高める先進的な技術教育を実現する施設・設備の導入
- (3) 地域の基幹産業である農業に対応した技術教育を実現する施設・設備の改善

II 農業科教職員の待遇改善に関する要望

- (1) 産業教育手当の継続的な支給
- (2) 特殊性の高い職務であることに配慮した特別手当の支給
- (3) 施設設備及び学校農場の規模等を踏まえた農業科教員の確保充実

III 農業関係高校の教育力向上への支援に関する要望

- (1) 先進農家や農業法人及び農業関連企業等での教員の継続的な研修の推進
- (2) 農業科教員の海外研修の機会の充実
- (3) 優れた知識・技術を有する教職員の確保に向けた対策

IV 農業について学ぶ高校生の育成に関する要望

- (1) 農業・農業関連産業従事者・経営者等の活用に向けた予算面での支援の充実
- (2) 高校生の海外派遣研修への機会と予算面での支援の充実
- (3) 農業及び農業教育の理解・啓発を推進するための予算面での支援の充実

振興局の活動

農業教育推進に向けた諸課題の改善要望

- 2 農業教育諸条件の更なる充実に向けた継続要望事項
 - 1 産業教育手当の都道府県への指導
 - 2 農業生産品による収益の学校還元
 - 3 少人数教育への改善要望
 - 4 農業経営者育成高等学校寮施設の環境改善要望
 - 5 生徒の進路先確保と充実



広報局の活動



広報局の活動

- 1 全国大会、農業教育研究会等、
» 各種事業の記録**
- 2 協賛事業の取材・記録**
- 3 農業教育新聞、学校農場協会
新聞の編集・発行**
- 4 ホームページの更新**

公益財団法人について



公益財団法人
全国学校農場協会

農場協会の位置づけと役割



農
場
協
会

全国高等学校農場協会

- ・農業教育の振興
- ・農業教育の整備・充実
- ・農業後継者の育成
- ・教職員の待遇改善

公益財団法人全国学校農場協会

- ・教育研究活動
- ・農業及び農業教育普の啓蒙と普及
- ・農場協会の財産管理

公益法人のメリット

- 社会的信用に優れ各省庁等の事業受託が容易

実験実習講習会 (文部科学省)

教員免許状更新講習 (文部科学省)

実習助手単位認定講習 (文部科学省)

農業女子フォーラム (農林水産省)

- 不動産を法人名で所有できる
- 寄付金の税金控除の優遇がある
- 公益事業への税制優遇がある

任意団体の場合

- 団体名では不動産を所有できない
- 収益事業はすべて課税対象である
- 資金調達や事業の許認可に、手間がかかる

公益財団法人全国学校農場協会の組織図

評議員会

理事会

研究局

総務局

教育課程部

調査研究部

広報部

事業部

公益財団法人



全国学校農場協会の目的

- ・ 調査・研究活動
- ・ 講習会・研究会の開催
- ・ 農業及び農業教育への理解の深化・普及
- ・ 農村文化・芸術の普及・貢献



研究局の活動

実験の記録

年	月	日	曜	天気	時期	—
科目名	指導教員	科目				
題目						

栽種（植え付け）本数の計算

栽種面積を1本の占める面積で割る。
 栽種本数＝栽種面積÷（1m×1m）

※条播時の場合、うね幅を間隔の距離とする。

①10m（800㎡）の土地にキャベツをうね幅10m、株間40cmで植えたい。苗数は、
 $800 \div (0.8 \times 0.4) = 2500$ （本）

②120㎡の花壇にパンジーを25cm×25cm間隔で植えたい。苗数は、
 $120 \div (0.25 \times 0.25) = 1920$ （本）

肥料の計算

1 保証成分（成分割合）

肥料中に含まれる窒素（N）、リン酸（P）、カリ（K）の成分割合は、肥料ごとに保証成分として表示されている。（消費者向け）

例えば、純安（N15）30tはN成分に、H、B、Oを含み、Nは30.5＝21%含まれている。

2 成分量の計算

成分量＝肥料の重量×成分割合

※成分割合が%表示の場合は小数点表示にする（100で割る）。



取組内容(研究局)

- » ① 教育課程専門委員会の開催
- » ② 農業教育の特色ある取組調査
- » ③ 高校生の進路調査(推薦入試)
- » ④ 研究集録の発刊

事業部の活動

- ① 農業教育研究協議会(12月)の開催
- ② 農業教育功労者表彰
- ③ 実験実習講習会(教員免許更新講習)
- ④ 農業実習単位認定講習
- ⑤ 農業女子フォーラム
- ⑥ シンポジウム・講演会・講習会の開催
- ⑦ 高校生エッセイコンテスト
- ⑧ フォトコンテスト
- ⑨ 里山音楽祭の開催
- ⑩ 出版事業(農場手帳、学習ノート 他)

農業実験実習講習会

北海道地区 ⇒ 食品製造・畜産（帯広畜産大）

東北地区 ⇒ 農業と環境（東北大）

関東地区 ⇒ 食品化学（日本大）

近東地区 ⇒ 農業と環境（名城大）

中国地区 ⇒ 農業と環境（鳥取大）

九州地区 ⇒ 農業と環境（琉球大）



これからの取組

○全国高等学校農場協会

全国の農業高校の充実・発展
教育環境の整備
会員の身分向上

○公益財団法人全国学校農場協会

農業の重要性を広く伝え理解者を増やす
農業の持つ多面的機能の有用性を広める
農業高校の社会的認知と存在意義の認知

○全国農業高等学校長協会を含めた農業教育3団体の連携推進

それぞれの役割を明確化し、外部から分かり易い農業教育団体に向け、整理を進める

農業高校が取り組める各種事業（1）

（文部科学省を除く）

農林水産省

- ①就農に関する高校・大学相談窓口の開設
（生徒・学生・教員が利用可能）
- ②新規就農・経営継承総合支援事業
（※ 新規就農者育成支援事業）
- ③農業女子フォーラムへの支援
（農水省の農業女子プロジェクトと協力）
- ④GAP教育への支援

農業高校が取り組める各種事業（2）

環境省

- ①「つなげよう・ささえよう森里川海」
（プロジェクトへの参加と農業高校への期待）

経済産業省資源エネルギー庁

- ①小水力発電主任技術者資格の取得
（高校の履修科目の承認）



農業高校が取り組める各種事業（3）

内閣府

①食の6次産業化プロデューサー認定
（食農共創プロデューサーズ）

②地方創生の深化のための地方創生
推進交付金（内閣府地方創生推進室）



ご静聴ありがとうございました。

